

印西地区環境整備事業組合
 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会
 第1回会議 次第

日 時 平成25年4月21日(日)

午前10時から

場 所 印西地区環境整備事業組合

3階 大会議室

次 第	資 料	頁
1 開 会		
2 委嘱式	委員名簿(案)	1
3 組合管理者あいさつ		
4 組合職員等の紹介	担当職員等名簿	2
5 関係法規について	附属機関条例	3
	附属機関条例施行規則	8
	組織細則	10
	運営細則(案)	12
	会議傍聴遵守事項(案)	14
6 諮問書について	諮問書	16
7 委員長及び副委員長の選任		
8 前回計画について	ごみ処理基本計画	別冊
	ごみ処理基本計画(資料編)	別冊
	施策の達成状況	別冊
9 今後のスケジュール(案)について	全体スケジュール(案)	17
10 会議の運営(案)について	会議の運営(案)	18
11 その他		
12 閉 会		

印西地区環境整備事業組合ごみ処理基本計画検討委員会 委員名簿

附属機関条例及び組織細則に基づく規定				委嘱者（敬称略・委員構成の詳細毎50音順）			
委員構成	委員構成の詳細		定数	職	氏名		備考
					ふりがな		
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に関する学識経験を有する者		2人以内		庄司 元	しょうじ はじめ	(株)環境文明研究所 客員研究員
					杉山 涼子	すぎやま りょうこ	富士常葉大学・大学院 環境防災学部・社会環境学部 教授
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	3人以内		角舘 厚信	かくだて あつのぶ	
					高橋 泰	たかはし ゆたか	
					津島 孝彦	つしま たかひこ	
		白井市	2人以内		岡野 三之	おかの みつゆき	
					竹下 建一	たけした けんいち	
					城戸 マツヨ	きど まつよ	
栄 町	2人以内		横山 次江	よこやま つぎえ			
管理者が必要と認める者	関係市町の長が適任者として推薦する廃棄物減量等推進審議会などの廃棄物行政関連機関の委員	印西市	1人		吉本 幸弘	よしもと ゆきひろ	印西市廃棄物減量等推進審議会委員
		白井市	1人		寺田 義久	てらだ よしひさ	白井市廃棄物減量等推進審議会委員
		栄 町	1人		長澤 隆壽	ながさわ たかじ	栄町廃棄物減量等推進員
	関係市の教育長が適任者として推薦する学校教育関係者	印西市	1人		北川 義行	きたがわ よしゆき	印西市立小林北小学校 校長
		白井市	1人		宮島 誠一	みやじま せいいち	白井市立白井第二小学校 校長
	関係市町の長が適任者として推薦するごみ減量化などに取組んでいるごみ排出事業者の職員	印西市	1人		山本 美貴子	やまもと みきこ	イオンリテール(株)南関東カンパニー 千葉事業部 千葉ニュータウン店 人事総務課 課長
		白井市	1人		梅村 隆昭	うめむら たかあき	菊川工業(株) 総務課 課長
		栄 町	1人		藤田 義友	ふじた よしとも	日本食研ホールディングス(株) 千葉総務部 部長
	合計			17人以内			

**印西地区環境整備事業組合
印西地区ごみ処理基本計画検討委員会
担当職員等名簿**

1. 事業主体

組 織 名 : 印西地区環境整備事業組合
 住 所 : 〒270-1352 印西市大塚一丁目1番地1
 電 話 番 号 : 0476-46-2734 (技術班直通)
 FAX 番 号 : 0476-47-1765
 E - m a i l : keikaku@inkan-jk.or.jp (技術班宛て)

担当者の所属課及び班名	担当者の職及び氏名	
—	事務局長	岩崎 良信 (いわさき よしのぶ)
印西クリーンセンター	工場長	大須賀 利明 (おおすか としあき)
印西クリーンセンター	主 幹	高橋 康夫 (たかはし やすお)
印西クリーンセンター	主 幹	鳥羽 洋志 (とば ひろし)
印西クリーンセンター 技術班	副 主 幹	土屋 茂巳 (つちや しげみ)
印西クリーンセンター 技術班	副 主 査	川砂 智行 (かわすな ともゆき)
印西クリーンセンター 業務班	主任主事	赤城 英之 (あかぎ ひでゆき)

2. 組合関係市町

組合関係市町名	担当部及び課名	電話番号 (代表)
印西市	環境経済部 クリーン推進課	0476-42-5111 (代)
白井市	環境建設部 環境課	0474-92-1111 (代)
栄 町	環境課	0476-33-7710 (直)

3. コンサルタント

会 社 名 : 株式会社 環境技術研究所
 住 所 : 〒101-0031 東京都千代田区東神田1-11-7
 電 話 番 号 : 03-5821-6912
 担 当 者 : 主任議術者 田中 春香
 副 担 当 今岡 恵美

印西地区環境整備事業組合附属機関条例

〔平成25年2月7日〕
〔条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 管理者に、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、管理者が委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部改正)

- 2 印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年3月12日条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「情報公開・個人情報保護審査会委員」を「附属機関の委員」に改める。

別表第1表中

「

情報公開・個人情報保護審査会	日額 7,500円
----------------	-----------

」を

「

情報公開・個人情報保護審査会 委員	日額 7,500 円
印西地区ごみ処理基本計画 検討委員会 学識経験委員	日額 25,000 円
印西地区ごみ処理基本計画 検討委員会 委員	日額 7,500 円
次期中間処理施設整備事業 用地検討委員会 学識経験委員	日額 25,000 円
次期中間処理施設整備事業 用地検討委員会 委員	日額 7,500 円

」に改め、

別表第2表中

「

情報公開・ 個人情報 保護審査会 委員

」を

「

附属機関 の委員

」に改める。

別表（第2条）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
管理者	印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき策定する一般廃棄物処理計画（し尿を除く。）について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	17人 以内	担任する事務が終了するまで
	印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会	次期中間処理施設整備事業に関する用地選定について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)公募による関係市町の住民 (3)管理者が必要と認める者	15人 以内	担任する事務が終了するまで

- 備考 1 関係市町の住民とは、関係市町内に住所を有し、又は関係市町内に勤務先の有る者若しくは通学先の有る者をいう。
- 2 関係市町とは、印西市、白井市及び栄町をいう。

印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則

〔平成25年2月7日〕
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第1号。）第5条の規定により、管理者の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議及び議事)

第2条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第3条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 附属機関の庶務を処理する機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、当該附属機関の委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条）

附属機関	庶務担当機関
印西地区ごみ処理基本計画 検討委員会	印西クリーンセンター
次期中間処理施設整備事業 用地検討委員会	印西クリーンセンター

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

組織細則

第1項 目的

この組織細則は、検討委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会
- (3) 関係市町 印西市、白井市及び栄町
- (4) 関係市 印西市及び白井市

第3項 担任する事務の主要項目

附属機関条例第2条別表で規定する「担任する事務」の主要項目は、環境省が策定する「ごみ処理基本計画策定指針」で示されている次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
- (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) ごみの処理施設の整備に関する事項
- (6) その他ごみ処理に関し必要な事項

第4項 委員構成の詳細

附属機関条例第2条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。

なお、次表中「公募による関係市町の住民」に関する定数は、関係市町毎における応募者の多少に関わらず、これを変更しないものとする。

委員構成	委員構成の詳細		定数
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に係る学識経験を有する者		2人以内
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	3人以内
		白井市	2人以内
		栄町	2人以内
管理者が必要と認める者	関係市町の長が適任者として推薦する廃棄物減量等推進審議会などの廃棄物行政関連機関の委員	印西市	1人
		白井市	1人
		栄町	1人
	関係市の教育長が適任者として推薦する学校教育関係者	印西市	1人
		白井市	1人
	関係市町の長が適任者として推薦するごみ減量化などに取組んでいるごみ排出事業者の職員	印西市	1人
		白井市	1人
栄町		1人	
合計			17人以内

第5項 任期

附属機関条例第2条別表で規定する任期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1カ年を予定する。

第6項 委任

この組織細則に定めるもののほか、検討委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この組織細則は、平成25年2月20日から適用する。

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

運営細則（案）

第1項 目的

この運営細則は、検討委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 附属機関条例 | 印西地区環境整備事業組合附属機関条例 |
| (2) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会 |
| (3) 会議 | 検討委員会の会議 |
| (4) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (5) 委員 | 検討委員会の委員 |

第3項 会議等開催予定回数

附属機関条例第2条別表及び印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会組織細則第5項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 会議 | 6回 |
| (2) 先進地の視察 | 1回 |

第4項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催日は、日曜日（昼間）を予定する。
- (3) 会議の時間は、2時間程度を予定する。
- (4) 第1回の会議の開催日は、平成25年4月中旬を予定する。
- (5) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室を予定する。

第5項 会議の公開

会議は、原則公開とする。

ただし、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しないものとする。

第6項 会議録の公開

会議の概要を記載した会議録は、検討委員会において確認した後、これを公開する。

第7項 氏名の公表

会議で決するところにより、会議録等に委員の氏名を記載し、公表する場合があるものとする。

第8項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのある事項の一切を他人に漏らしてはならないものとする。

第9項 専門部会

検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

なお、当該専門部会の目的及び組織等は検討委員会で定めることとし、専門部会委員は、委員長が選任する。

第10項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会会議傍聴遵守事項として別に定めるものとする。

第11項 委任

この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この運営細則は、平成25年2月20日から委員長が選任されるまでの間に適用する。

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

会議傍聴遵守事項（案）

第1項 目的

この遵守事項は、会議の傍聴に関し、運営細則第10項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とします。

第2項 用語の定義

この遵守事項における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 運営細則 印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会
運営細則
- (2) 検討委員会 印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会
- (3) 会議 検討委員会の会議
- (4) 委員長 検討委員会の委員長
- (5) 係員 印西地区環境整備事業組合の職員

第3項 会議の非公開

運営細則第5項の規定に基づき、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しないものとします。

第4項 傍聴人名簿及び傍聴券の交付

会議を傍聴しようとする人は、受付で傍聴人名簿に住所、氏名及び年齢を記載し、傍聴券の交付を受けて、指定の席に着かなければならないものとします。

第5項 傍聴人の受付

傍聴人の受付は、会議の開会時刻の30分前から先着順に行うものとします。

第6項 傍聴人の交代

傍聴人の交代は、認めないものとします。

第7項 傍聴券の返還

傍聴券の交付を受けた人が傍聴を終え退場しようとするときは、これを係員に返還しなければならないものとします。

第8項 傍聴人の制限

傍聴人の数は、傍聴席の都合により制限することができるものとします。

第9項 議場への入場禁止

傍聴人は、議場に入ることができないものとします。

第10項 傍聴席に入ることのできない人

次に掲げる事項のいずれかに該当する人は、傍聴席に入ることができないものとします。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) その他議場の秩序を乱すおそれのある人

第11項 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならないものとします。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、又はえり巻の類を着用しないこと。
ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 飲食、私語又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしないこと。
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第12項 注意又は退場

傍聴人がこの遵守事項に違反し、委員長が口答により注意又は退場命令した場合、当該違反者は、これに従わなければならないものとします。

第13項 委任

この遵守事項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定めます。

附 則

この遵守事項は、平成25年2月20日から委員長が選任されるまでの間に適用する。

印環第 号
平成25年4月21日

印西地区環境整備事業組合
印西地区ごみ処理基本計画
検討委員会 委員長 様

印西地区環境整備事業組合
管理者 板倉 正直

諮問書（案）

印西地区ごみ処理基本計画の策定について、下記の事項を諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
- (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- (4) ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項
- (5) ごみの処理施設の整備に関する事項
- (6) その他ごみ処理に関し必要な事項

2. 諮問の趣旨

印西地区ごみ処理基本計画策定に当たり、印西地区におけるごみをめぐる今後の社会情勢や各種法令等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点にたって、行政が行うごみ処理の推進はもとより、市民・事業者が行う方策・行動を支援・促進するための基本方針・施策を定めるためのご意見をいただきたく、お諮りするものです。

3. 答申の時期

上記の諮問事項について、平成25年12月を目途に答申をお願いいたします。

印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会 全体スケジュール(案)

項目	時期	平成25年度(2013年)																																				
		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
(1) 検討委員会の開催		1回				2回								3回																								
(2) 検討事項概要		(第1回検討委員会) ・委嘱式 ・委員長及び副委員長の選任について ・前回計画について ・今後のスケジュールについて ・その他 (第2回検討委員会) ・過去の実績に関する事 ・災害廃棄物に関する事 ・適正処理、減量化施策に関する事 ・その他									(第3回検討委員会) ・適正処理、減量化施策に関する事(決定) ・減量目標に関する事 ・ごみ量推計に関する事 ・その他 (第4回検討委員会) ・計画素案に関する事 ・その他									(第5回検討委員会) ・計画素案に関する事(決定) ・パブリックコメントの募集に関する事 ・その他 (第6回検討委員会) ・パブリックコメントの結果に関する事 ・管理者へ答申に関する事 ・その他									予備月									
(3) その他行事																																						
① 印西CC工場見学					●																																	
② 先進地視察(日帰りバス視察)										●																												
③ 収集業者等アンケート																●																						
④ 街頭アンケート																			●																			
(4) 計画素案のパブリックコメント																																						
① 公告・募集																												●		●								
② 回答																															●		●					
(5) ごみ処理基本計画の改定																																						
① 管理者へ答申																																					●	
② ごみ処理基本計画の告示																																					●	

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

会議の運営（案）

1. 会議録の作成方法について

会議録は、記録の正確性を勘案し、全文の会議録とする。（要約版は作成しない）

2. 会議録の署名委員について

会議録の署名委員は、一般的な例にならい、委員長及び委員長が会議の都度指名する2人を加えた計3人とする。

3. 会議録の公開方法について

会議録の公開方法は、組合のホームページに掲載することにより行う。
（関係市町のホームページからも閲覧可能）

4. 発言者の氏名を会議録に記載することについて

会議における発言者の氏名は、会議録の読みやすさ、開かれた検討委員会としてのPR及び透明性の確保を勘案し、会議録に記載する。

5. 委員名簿の記載情報について

委員名簿の記載情報は、開かれた検討委員会としてのPR及び透明性の確保を勘案し、「氏名、居住地大字、性別、年齢及び集合写真」とする。
また、「学識経験を有する者」及び「管理者が必要と認める者」については、「所属する組織又は企業」の「名称及び役職」についても記載情報とする。

6. 委員名簿を公表するとした際の公表方法について

委員名簿の公表方法は、組合ホームページ（関係市町のホームページからも閲覧可能）に掲載することと合わせ、関係市町に広報紙への掲載を依頼する。

7. 委員意見等の提出方法について

会議時間を有効に活用するため、事前に送付する会議資料に対する意見、提案及び質問等は、会議前に事務局まで「書面により提出」することを原則とする。
なお、事務局まで提出のあった書面は、会議前に全委員に送付する。